

令和8年8月26日

令和8年第5回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件 名 等	頁
議案第 4 5 号	令和 7 年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第 4 6 号	令和 7 年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第 4 7 号	令和 7 年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第 4 8 号	令和 7 年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第 4 9 号	令和 7 年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	5
議案第 5 0 号	令和 7 年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	6
議案第 5 1 号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	7
議案第 5 2 号	宮代町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について	1 3
議案第 5 3 号	宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例について	1 5
議案第 5 4 号	久喜宮代衛生組合の解散及び財産処分について	1 8
議案第 5 5 号	久喜市と宮代町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託について	2 4
議案第 5 6 号	工事請負契約の締結について	2 7
議案第 5 7 号	令和 8 年度宮代町一般会計補正予算（第 3 号）について	2 8
議案第 5 8 号	令和 8 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	2 9
議案第 5 9 号	令和 8 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	3 0
議案第 6 0 号	令和 8 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	3 1
議案第 6 1 号	令和 8 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	3 2

議案番号	件名等	頁
議案第 6 2 号	令和 8 年度宮代町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	3 3

議案第45号

令和7年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

令和7年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月26日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和7年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計154億2,609万3,745円、歳出合計144億8,378万7,054円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第46号

令和7年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和7年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月26日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和7年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計32億508万6,728円、歳出合計31億7,121万3,610円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 7 号

令和 7 年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和 7 年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計 3 6 億 1, 3 9 3 万 4, 4 3 4 円、歳出合計 3 5 億 1, 1 9 0 万 4, 1 9 4 円とすることについて、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第48号

令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和8年8月26日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和7年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計7億3,212万9,091円、歳出合計7億2,799万697円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 49 号

令和 7 年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 7 年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和 7 年度宮代町水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金 8,601 万 7,087 円のうち、8,126 万 2,000 円を資本金に、475 万 5,087 円を建設改良積立金に積み立てるとともに、令和 7 年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入 7 億 5,262 万 9,084 円（税抜き）、収益的支出 7 億 4,787 万 3,997 円（税抜き）、資本的収入 5 億 6,870 万 7,510 円（税込み）、資本的支出 10 億 7,029 万 6,536 円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 30 条第 4 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 50 号

令和 7 年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 7 年度宮代町下水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和 7 年度宮代町下水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金 1 億 8,960 万 3,012 円のうち、8,298 万 2,296 円を資本金に、1 億 662 万 716 円を減債積立金に積み立てるとともに、令和 7 年度宮代町下水道事業会計決算を収益的収入 11 億 5,026 万 3,271 円（税抜き）、収益的支出 10 億 4,364 万 2,555 円（税抜き）、資本的収入 3 億 4,346 万 3,400 円（税込み）、資本的支出 5 億 2,909 万 9,861 円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 30 条第 4 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 5 1 号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に、「第34条の7」を「第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、町長に提出しなければならない。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるもの

に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- （1）第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- （2）第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得

割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の宮代町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅

(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 6 項に規定する認定住宅等 (同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 10 項に規定する認定住宅等 (同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び第 5 項において「3 号施行日」という。) の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、3 号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第 19 条の 3 の規定は、3 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

宮代町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

宮代町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、宮代町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

宮代町認可地縁団体印鑑条例（平成6年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第19条第1項第1号」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条第1項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 5 3 号

宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

久喜宮代衛生組合から塵芥業務が宮代町に移管されることに伴い、宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（令和５年宮代町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３１条」を「第３２条」に、「第３２条・第３３条」を「第３３条・第３４条」に、「第３４条―第４１条」を「第３５条―第４２条」に、「第４２条」を「第４３条」に、「第４３条・第４４条」を「第４４条・第４５条」に改める。

第４４条を第４５条とし、第４３条を第４４条とする。

第７章中第４２条を第４３条とする。

第４１条中「第３８条第１項及び同条第３項の規定により読み替えて適用する第３４条第５項」を「第３９条第１項及び第６項」に改め、第６章中同条を第４２条とし、第４０条を第４１条とし、第３９条を第４０条とする。

第３８条第４項を次のように改める。

４ 第１項の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、前項の許可証を事業所等の見やすい場所に掲示しなければならない。

第３８条に次の２項を加える。

５ 浄化槽清掃業者は、第３項の許可証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

６ 浄化槽清掃業者は、第３項の許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、直ちに町長にその再交付を申請しなければならない。

第３８条を第３９条とする。

第３７条中「一般廃棄物収集運搬業者」の次に「及び一般廃棄物処分業者」を、「運搬」の次に「又は処分」を加え、同条を第３８条とする。

第３６条中「第３４条第１項及び第５項」を「第３５条第１項、第２項及び第６項」に改め、同条を第３７条とし、第３５条を第３６条とする。

第３４条第５項中「一般廃棄物収集運搬業者」の次に「及び一般廃棄物処分業者」を加え、「第２項」を「第３項」に、「損傷した時」を「損傷したとき」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「一般廃棄物収集運搬業者」の次に「及び一般廃棄物処分業者」を加え、「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「いう。）」の次に「及び第２項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 法第７条第６項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長にその許可を申請しなければならない。

第３４条を第３５条とする。

第５章中第３３条を第３４条とする。

第３２条第１項中「別表第１」を「別表」に改め、同条を第３３条とする。

第４章中第３１条を第３２条とし、第２７条から第３０条までを１条ずつ繰り下げ、第２６条の次に次の１条を加える。

(適正処理困難物の指定)

第27条 町長は、製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 町長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを公表するものとする。

3 町長は、第1項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、適正な処理を行うために必要な協力を求めることができる。

別表第1を次のように改める。

別表（第33条関係）

区分		単位	手数料	付記
一般家庭から排出された粗大ごみ		1点につき	500円	
し尿	普通便槽	1人につき	月額500円	最高4人まで
	無臭式便槽			
	容量によるもの	10リットルにつき	70円	臨時・くみ取り式水洗

備考

1 手数料は、この表に定める手数料の額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額をいう。）を加えて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

2 し尿（容量によるもの）の手数を算出する基礎となる数量が10リットル未満のときは、10リットルとし、10リットルを超えるときは、10リットル未満の端数を四捨五入して計算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成9年久喜宮代衛生組合条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 5 4 号

久喜宮代衛生組合の解散及び財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条及び第 2 8 9 条の規定により、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって久喜宮代衛生組合を解散し、及び同組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

久喜宮代衛生組合を解散し、及び同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものである。

久喜宮代衛生組合の解散及び財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条及び第289条の規定により、令和9年3月31日をもって久喜宮代衛生組合を解散し、及び同組合の財産処分を次のとおり定めることについて協議する。

1 土地

区分	所在地	地積	承継先
久喜宮代清掃セーター敷地	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原 612 番 1	370.24 m ²	宮代町
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原 612 番 4	29.75 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原 613 番 1	826.44 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原 614 番 1	208.26 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原 618 番	231.4 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原 619 番 1	208.26 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字国納字向芝原 619 番 2	36.36 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1270 番 1	138.84 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1271 番 1	393.38 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1272 番 1	641.32 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1273 番 1	69.42 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1274 番 1	314.04 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1276 番 1	370.24 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1277 番 1	1,309.09 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1278 番 1	773.55 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1279 番 1	314.04 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1280 番 1	730.57 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1281 番 1	790.08 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1283 番 1	436.36 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1284 番	343.8 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1285 番 1	456.19 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1287 番	390.08 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1288 番	343.08 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1289 番 1	360.33 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1290 番 1	416.52 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1291 番 1	317.35 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1292 番 1	42.97 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1293 番 1	1,114.04 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1294 番	1,504.13 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 1295 番	309 m ²	

区分	所在地	地積	承継先
	南埼玉郡宮代町大字和戸字沼 437 番 2	436 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字沼 438 番 1	485 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字沼 439 番	479 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字沼 440 番	971 m ²	
	南埼玉郡宮代町大字和戸字沼 441 番 1	479 m ²	
	久喜市下早見字下万田 911 番 1	469.42 m ²	久喜市
	久喜市下早見字下万田 912 番	446.28 m ²	
	久喜市下早見字下万田 919 番	677.68 m ²	
	久喜市下早見字下万田 920 番	872.72 m ²	
	久喜市下早見字下万田 921 番 1	862.8 m ²	
	久喜市下早見字蛭子 922 番 1	413 m ²	
	久喜市下早見字蛭子 923 番 1	353 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 108 番 1	1,236.36 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 108 番 4	247.61 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 109 番	842.97 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 110 番	631.4 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 110 番 4	224.61 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 110 番 5	50.19 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 111 番	955.37 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 112 番 1	357.02 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 113 番 1	340.49 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 64 番 1	3,025 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 65 番	299 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 66 番 1	770 m ²	
	久喜市太田袋字皆代 67 番 1	945 m ²	
菖蒲 清掃 センター 敷地	久喜市菖蒲町台字向野 2770 番 1	965 m ²	久喜市
	久喜市菖蒲町台字向野 2771 番	991 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2772 番 1	495 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2772 番 2	495 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2773 番	991 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2774 番	991 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2775 番	991 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2776 番 1	879 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2777 番 1	403 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2778 番	991 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2779 番	991 m ²	

区分	所在地	地積	承継先
	久喜市菖蒲町台字向野 2780 番	991 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2781 番	991 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2782 番	991 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2783 番	991 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2784 番 1	965 m ²	
	久喜市菖蒲町台字向野 2784 番 3	236 m ²	
八 甫 清 掃 セ ン タ ー 敷地	久喜市八甫三丁目 49 番 2	3, 943 m ²	久喜市
	久喜市八甫三丁目 50 番	924 m ²	
	久喜市八甫三丁目 51 番	436 m ²	
	久喜市八甫三丁目 52 番	1, 049 m ²	
	久喜市八甫三丁目 53 番 1	704 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2492 番地 2	88 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2494 番地 3	195 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2494 番地 4	26 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2495 番地 3	72 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2524 番地 3	69 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2524 番地 4	26 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2525 番地 3	1, 494 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2525 番地 4	4, 598. 47 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2525 番地 5	1, 190 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2525 番地 8	3, 245 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2525 番地 9	598 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2525 番地 10	324 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2525 番地 23	7. 65 m ²	
	久喜市八甫字新田前 2525 番地 24	168. 14 m ²	
八 甫 コ ミ ュ ニ テ イ セ ン タ ー 敷地	久喜市八甫三丁目 37 番 2	1, 404 m ²	久喜市
	久喜市八甫三丁目 38 番	1, 596 m ²	

2 建物(附属設備を含む。)

名称	所在地	延面積	承継先
久喜宮代清掃センタ ー	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝 原 1276 番 1	9, 369 m ²	久喜市

名称	所在地	延面積	承継先
菖蒲清掃センター	久喜市菖蒲町台字向野 2770 番 1	2,254 m ²	久喜市
八甫清掃センター	久喜市八甫字新田前 2525 番地	5,171 m ²	久喜市
八甫コミュニティセンター	久喜市八甫三丁目 37 番 2	263 m ²	久喜市

3 車両（積載備品を含む。）

区分	名称	登録番号	台数	承継先
久喜宮代清掃センター	乗用車	春日部 501-な-2490	1 台	久喜市
	乗用車	春日部 501-と-8808	1 台	
	乗用車	春日部 580-に-9061	1 台	
	乗用車	春日部 580-み-9957	1 台	
	塵芥収集車(回転板式)	春日部 800-す-8916	1 台	
	貨物自動車(最大積載量 2 t 以上)	春日部 400-そ-9068	1 台	
	貨物自動車(最大積載量 2 t 未満)	春日部 44-つ-9880	1 台	
	ショベルローダー		1 台	
	アームロール車	春日部 100-さ-7668	1 台	
	アームロール車	春日部 100-す-3391	1 台	
	フォークリフト		1 台	
菖蒲清掃センター	乗用車	春日部 501-は-4936	1 台	久喜市
	貨物自動車(最大積載量 2 t 以上)	大 宮 100-す-3478	1 台	
	貨物自動車(最大積載量 2 t 未満)	春日部 480-え-8289	1 台	
	ミニホイールローダー	久喜市-な-2692	1 台	
八甫清掃セン	乗用車	春日部 500-の-9113	1 台	久喜市
	乗用車	春日部 480-く-7779	1 台	

区分	名称	登録番号	台数	承継先
ター	塵芥収集車(回転板式)	春日部 800-す-1426	1 台	
	貨物自動車(最大積載量 2 t 以上)	春日部 100-さ-4236	1 台	
	貨物自動車(最大積載量 2 t 未満)	春日部 400-た-4103	1 台	
	貨物自動車(最大積載量 2 t 未満)	春日部 480-い-1550	1 台	
	ショベルローダー		1 台	
	ショベルローダー		1 台	
	アームロール車	春日部 400-せ-6829	1 台	
	フォークリフト		1 台	

4 債権、基金、負債その他の財産は、久喜市及び宮代町の協議によりそれぞれ承継する。

令和 年 月 日

久喜市長 貴 志 信 智

宮代町長 新 井 康 之

議案第 55 号

久喜市と宮代町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、令和 8 年 11 月 30 日から、別紙の規約により、宮代町の一般廃棄物の処理に関する事務を久喜市に委託することについて議決を求める。

令和 8 年 8 月 26 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

宮代町の一般廃棄物の処理に関する事務を久喜市に委託することについて協議したいので、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

久喜市と宮代町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第252条の14第1項の規定に基づき、宮代町が久喜市に一般廃棄物の処理に関する事務を委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 宮代町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を久喜市に委託する。

(1) 宮代町の区域内から排出され、久喜市の管理する一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）に搬入される一般廃棄物の処理（処理施設への搬入に係る収集及び運搬を除く。）に関する事務

(2) 前号の事務に係る一般廃棄物処理手数料の徴収（宮代町が徴収するものを除く。以下「手数料の徴収」という。）に関する事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、久喜市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い生じる収入は、久喜市の収入とする。

(経費の負担等)

第5条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、宮代町の負担とする。

2 前項の宮代町が負担する額に関する算定方法及び納付時期は、久喜市長及び宮代町長の協議により別に定める。

(予算の計上)

第6条 久喜市長は、委託事務の管理及び執行に伴う収入及び支出を、久喜市の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。この場合において、久喜市長は、その計上する金額をあらかじめ宮代町長に通知するものとする。

(経費の繰越使用)

第7条 久喜市長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、久喜市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに宮代町長に提出しなければならない。

(決算に係る措置)

第8条 久喜市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を宮代町長に通知するものとする。

(連絡調整)

第9条 久喜市長及び宮代町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図

るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第10条 久喜市長は、委託事務の管理及び執行について適用される久喜市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ宮代町長に通知しなければならない。

2 久喜市長は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を宮代町長に通知しなければならない。

3 宮代町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、久喜市長及び宮代町長の協議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年11月30日から施行する。

(適用される条例等の公表)

2 宮代町長は、この規約の告示の際に併せて委託事務に関する久喜市の条例等が宮代町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

(委託事務の廃止の場合の措置)

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、久喜市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴い宮代町が久喜市に納付した額に過不足があるときは、これを精算するものとする。

(経過措置)

4 委託事務の全部又は一部を廃止した場合においては、当該廃止の日までに生じた事由に係る手数料の徴収に関する事務については、当該廃止の日後も、なお久喜市が行うものとする。

議案第 56 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 公設宮代福祉医療センター六花屋上防水及び外壁改修工事 |
| 2 | 施 工 箇 所 | 宮代町大字須賀 177 番地 |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和 9 年 3 月 31 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 1 億 8,689 万円 |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県南埼玉郡宮代町百間二丁目 1 番 15 号
中村建設株式会社
代表取締役 中村 英基 |

令和 8 年 8 月 26 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

公設宮代福祉医療センター六花屋上防水及び外壁改修工事の請負契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出するものである。

議案第 57 号

令和 8 年度宮代町一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 8 年度宮代町一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

前年度決算に伴う繰越金の確定並びに決算剰余金の積立のほか、普通交付税の額の決定、職員の人事異動及び共済費負担金率の確定等に係る人件費補正、後期高齢者医療療養給付費負担金の増及び久喜市へのごみ処理負担金の計上等に伴い、令和 8 年度宮代町一般会計予算に 4 億 5, 847 万 6, 000 円を追加し、総額を 170 億 9, 364 万 8, 000 円とすることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 58 号

令和 8 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人件費補正、国民健康保険事業費納付金の確定及び前年度決算剰余金の精算に伴い、令和 8 年度宮代町国民健康保険特別会計予算に 3,453 万 1,000 円を追加し、総額を 34 億 131 万 9,000 円とすることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 5 9 号

令和 8 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 8 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人件費補正、前年度繰越金の確定及び国県負担金の精算等に伴い、令和 8 年度宮代町介護保険特別会計予算に 1 億 5 6 2 万円を追加し、総額を 3 5 億 8, 6 6 6 万 6, 0 0 0 円とすることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 6 0 号

令和 8 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人件費補正、後期高齢者医療広域連合納付金の確定及び前年度決算剰余金の精算に伴い、令和 8 年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に 2 3 6 万 7, 0 0 0 円を追加し、総額を 8 億 3, 2 4 3 万 9, 0 0 0 円とすることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 6 1 号

令和 8 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 8 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

職員の人事異動及び共済負担金率の確定等に係る人件費補正に伴い、令和 8 年度宮代町水道事業会計予算の第 3 条予算については、収益的収入を 1 2 万円減額し、収益的支出を 1 3 5 万円増額するとともに、令和 7 年度の決算の確定等に伴い、第 4 条予算については、資本的収入を 3 億 3, 7 3 2 万 2, 0 0 0 円増額することについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第62号

令和8年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和8年度宮代町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和8年8月26日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人件費補正に伴い、令和8年度宮代町下水道事業会計予算の第3条予算については、収益的収入及び収益的支出を124万4,000円増額するとともに、令和7年度決算の確定に伴い、第4条予算について、資本的収入を9,315万円減額することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

